

平成 29 年 2 月 3 日

札幌市長 秋元 克広 殿

札幌市動物愛護管理推進協議会
会 長 高 橋 徹

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第 28 条
第 1 項に基づく諮問について（答申）

札幌市長から諮問された事項について、札幌市動物愛護管理推進協議会において審議いたしましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項について

- (1) 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について
- (2) 動物管理センターの機能強化について

2 結論

別添のとおり答申いたします。

- (1) 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について
- (2) 動物管理センターの機能強化について

答 申 書

平成 29 年 2 月

札幌市動物愛護管理推進協議会

はじめに ー答申にあたってー

札幌市では、平成 27 年 5 月に「人と動物が共生する社会の実現」を目標に基本的な考え方や取り組みの方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定しました。また、目標実現に向けた取り組みの第一歩として、平成 28 年 3 月に全国で初めて「動物の福祉の向上」を掲げる「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を公布し、行政(市)、市民、動物取扱業者および動物関係団体の役割と遵守事項、そしてそれぞれが協働することを決めました。条例は平成 28 年 10 月 1 日に施行となり、今まさに札幌市は「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて歩き始めたところでもあります。

札幌市動物愛護管理推進協議会は、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第 28 条に基づき、札幌市長の諮問に応じ、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議するための附属機関として、組織されました。本年は札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)の策定と動物管理センターの機能の強化の 2 つの付議事項について、6 月以降、4 回にわたって、各委員が獣医師、教育研究機関、動物愛護団体、動物関係事業者、施設デザインの専門家、市民公募委員として、それぞれの立場・経験に基づいて意見交換を行い、協議を進めてきました。

委員からは、動物愛護センターの新設に対する強い要望、施策や具体的な取組等の計画内容について様々な意見が寄せられましたが、このたび、諮問事項に関する協議会における意見を整理し、答申書としてまとめたものを本書のとおり提出いたします。

札幌市におかれましては、本答申を基に、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標の実現に向けて、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、そして動物の福祉向上という 3 つの基本施策を確実に推し進められることを期待します。

また、収容された動物の福祉を図るとともに、さらなる動物愛護精神の普及を図るため、現在の 2 か所に業務が分散された動物管理センターから、誰もが利用しやすい、開かれた動物愛護センターへの新設を求める「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」が平成 27 年 6 月 29 日に札幌市議会に提出され、平成 28 年 2 月 23 日に市議会において

全会一致で採択されたことも重く受け止めていただき、札幌市の未来を担う子どもから高齢者まで、幅広い方々が気軽に訪れ交流できるような、市民に開かれた動物愛護の拠点施設となるよう、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の動物愛護管理に関する施策の計画的な実施や施設整備が図られることを期待します。

1 答 申

(1) 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）の策定について

札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）については、意見を骨子案として付属資料Ⅰのとおりまとめました。

【考え方】

札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）は、札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）に即して計画的に施策を遂行するために、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び実施する施策等を定めるものです。

基本構想において整理した札幌市の課題と基本施策、さらには札幌市動物の愛護及び管理に関する条例に定めた関係者の責務を踏まえ、市民、行政及び関係団体等が連携協力し、計画的に具体的施策を進めることを望みます。併せて、目標や施策については、正しく理解が行われるよう、用いる言葉の定義を明確に定めることが必要と考えます。

特に、基本施策の一つである動物愛護精神の涵養のためには、動物愛護の教育や普及啓発の対象は子どもから高齢者まで、また動物を飼っている人から関心の低い人まで広く市民を対象とする必要があります。そのためにも、動物管理センターはあらためてその位置付けや役割を整理し、それにふさわしい機能を整備すべきと考えます。

(2) 動物管理センター（施設）の機能の強化について

動物管理センターの機能の強化について、札幌市動物愛護管理推進協議会としては、全会一致で動物愛護センター新設の必要があると考えており、その整備において配慮すべき点は、機能の集約と利便性の向上、市民交流・動物愛護部門の創設、動物保護管理部門の拡充の3点と考えます。また、災害時にも動物保護の拠点となることや、札幌市近郊の自治体を含む関係団体等との協働についても配慮することを望みます。

【考え方】

・機能の集約と利便性の向上について

現在の札幌市動物管理センター施設は2所体制であり、業務が分散されているため、機能や作業効率も合理的とはいえません。また、犬猫の収容場所である福移支所が札幌市郊外に設置されていることから、交通の便が悪く、市民が利用しづらい状況です。

基本施策の一つ、動物愛護精神の涵養を目的とした、動物とのふれあいや体験を含めた教育や普及啓発を実施するにあたり、機能の集約と利便性の向上は必要です。立地条件については、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件を、下記施設機能をしっかりと確保することや獣医師会や獣医系大学などの関係機関との連携についても配慮しながら検討する必要があります。

・市民交流・動物愛護部門の創設について

現在の札幌市動物管理センター施設は、事務室等の事務管理部門（主に八軒本所）と犬猫舎等の動物保護管理部門（主に福移支所）からなっており、市民が学習・交流するためのスペースや動物とのふれあいや譲渡時の相性確認を行う場が十分ではありません。動物愛護精神の涵養や動物の適正管理の推進といった基本施策を推し進めるにあたり、市民が動物を学び、感じ、意見をかわす市民交流・動物愛護部門の創設は不可欠です。市民交流の場を備えることは、子どもの教育や地域のコミュニケーションの活性化にもつながります。

・動物保護管理部門の拡充について

上記のように市民の来所や交流は重要ですが、動物管理センターとして最も重要な

のは保護収容動物にとっての環境です。現在の札幌市動物管理センターの保護収容施設（福移支所）は、収容場所も不足しており、処分を前提とした施設のため、動物の福祉に配慮した構造ではありません。現状では、長期収容における動物の体調管理やストレスの軽減への対応は非常に困難です。人と動物が共生する社会の実現に向けて動物の福祉向上を基本施策として掲げ、保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を推進する上では、動物保護管理部門の拡充が必要です。動物の性質に配慮した施設構造とすることはもちろんですが、感染症の侵入・蔓延防止や心身の健康管理を考えた施設とすべきと考えます。また、音や臭いなどの周辺環境への影響や災害時の対応についても考慮することも必要です。

2 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は以上のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後の推進計画の策定や施策実施にあたり配慮されるように望みます。

- (1) 動物を飼っていない方や動物にこれまで関心の少なかった方を含む多くの市民が集い、交流することを推進するためには、交流スペースを設けること等により、市民全体にとっての憩いの場を形成することが望ましいと考えます。
- (2) 動物愛護についての学習は、興味をもって取り組み、動物とのふれあいなどの体験を通して学ぶことが非常に有用であるため、施設整備においては、市民が意欲をもって訪れる、体験学習施設といえるセンターとなることが望ましいと考えます。
- (3) 動物愛護管理行政と切り離せない問題として「殺処分」という言葉があります。しかしながら、動物管理センターが保護収容する動物がその過程で命を落とすことには様々な状況が考えられます。札幌市の動物愛護管理行政においては、「殺処分」、「安楽死」、「自然死」のように、動物の死を「殺処分」という言葉で一括りにしないことが、市民の理解を促すことや動物の福祉といった観点からも適切であると考えます。
- (4) 保護収容される動物の数を減らしていく上で、飼い主による適正飼育を促すことはもちろん重要ですが、飼い主のいない猫についても、対応を整理し、市民全体に周知する必要があると考えます。
- (5) 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底等、飼い主や市民に対する啓発が重要な施策の実施にあたっては、行政と関係団体が、互いに積極的な姿勢で、啓発物を協働作成し共有する等、協力する必要があると考えます。
- (6) 施策の実施や施設の整備において、感染症防止をはじめとした体調管理、十分な収容スペースの確保と適度な運動によるストレスの緩和等、動物の心身のケアについては非常に重要な要素として配慮する必要があります。
- (7) 災害時の動物に関する対応については、動物管理センターが中心的な役割を担うことは当然ですが、市民や避難所の運営主体に対し、事前に対応方法の周知等

により準備を行うことが必要であると考えます。また、避難場所・救護施設等の機能についても考慮する必要があると考えます。

- (8) 施設の整備に関して、現在の八軒本所周辺の立地条件は、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な交通アクセスのよい場所の1つであると考えています。
- (9) 動物の処分・火葬については、多くの市民が来所する動物愛護の中心施設にはそぐわない機能であり、集約する機能から除くべきと考えます。

付属資料

- I 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）
- II 札幌市動物愛護管理推進協議会委員名簿
- III 審議経過
- IV 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（推進協議会関係）

I 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）

別添のとおり

II 札幌市動物愛護管理推進協議会委員名簿

別紙のとおり

III 審議経過

札幌市における動物愛護管理に関する取組はもちろんのこと、日本国内の先進都市における取組や札幌市の考え方の提示を受けるなど、以下のようなスケジュールで議論を進め、札幌市動物愛護管理推進協議会としての意見をまとめました。

	開催協議会での主な議題
第1回 平成28年6月7日	<ul style="list-style-type: none">・札幌市動物愛護管理推進協議会の位置づけについて・動物管理センターの機能強化について（概要と必要性）・動物福祉に配慮した動物愛護管理施設のハードとソフトのデザインに関する研究について（札幌市立大学デザイン学部による2つのデザイン案を用いた検討）・札幌市動物愛護管理推進計画の策定について（概要）
第2回 平成28年8月3日	<ul style="list-style-type: none">・札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について（全体構成）・動物管理センターの機能強化について（立地条件と施設内容）
第3回 平成28年10月12日	<ul style="list-style-type: none">・札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）について（目標と具体的施策）・動物管理センターの機能強化について（市民交流・動物愛護部門）
第4回 平成28年12月6日	<ul style="list-style-type: none">・答申案について（全体の確認とまとめ）

IV 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（推進協議会関係）

別添のとおり

札幌市動物愛護推進計画 (骨子案)

平成 29 年 2 月

札幌市

第1章 計画策定の趣旨

<全国的な現状>

- ・ 少子高齢社会を迎え、動物を家族の一員として飼う家族が増加
- ・ 一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い犬の狂犬病予防注射実施率の低下など、動物に関する様々な問題が発生
- ・ 犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数存在

<国の状況>

- ・ 国は、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）」の一部を改正し、環境省が基本指針を定めること、動物取扱業の登録制、学校等における動物愛護の普及啓発を進めること、都道府県が推進計画を策定すること等を追加
- ・ 平成18年10月に環境省にて「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「国基本指針」という。）」を定め、その中で都道府県の推進計画についても記載
- ・ 平成25年9月にも動愛法は大幅に改正され、動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化等が盛り込まれ、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきと記載。また、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加
- ・ また、狂犬病清浄地域とされていた台湾において、野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したことを受け、平成25年厚生労働省により、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、予防注射の推進について各自治体に改めて通知

<北海道の状況>

- ・ 北海道は、国基本指針に即して、平成20年2月に推進計画としてバーライズ・プランを策定。目標として、「人と動物のより良い関係づくりを進める」、「道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現する」の2点を掲げ、重点施策として「動物の適正な飼養管理の推進」、「動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養」の2点を位置づけ

<札幌市の状況>

- ・国基本指針と北海道の推進計画に基づき、動物愛護管理行政を実施
- ・住宅地での不適切な動物管理による近隣住民からの苦情の増加等大都市特有の問題を受け、「札幌市保健所運営協議会」の専門部会である「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」において、札幌市の実情に応じた体制の構築が必要であると提言
- ・平成27年5月に札幌市における今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、「札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定」、「札幌市動物愛護推進計画の策定」、「動物管理センターのあり方の検討」を優先的に取り組む事項と位置づけ
- ・「札幌市の動物愛護管理に関する条例」を平成28年3月に公布、同年10月に施行

<計画策定の趣旨>

- ・基本構想に即して計画的に施策を遂行するために、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び実施する施策等を定め、「動物管理センターのあり方」についても考慮した「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定

第2章 動物愛護管理行政の課題

本市における動物愛護管理行政の現状と課題を整理した札幌市動物愛護管理基本構想において、以下の3つの事項を重点課題として決めました。

1 動物に対する愛護について

犬猫の放棄や殺処分数を減らすために、命を大切に、生き物について優しい気持ちで考える、市民の動物愛護の精神を一層育んでいく必要があります。これまでは、飼い主に対する普及啓発活動を積極的に行ってきましたが、ペットを飼う飼わないにかかわらず、子どもから大人まで、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

2 飼育動物の適正管理について

犬の糞の放置・鳴き声・公園等の公共の場での放し飼い、猫の糞尿による不衛生・外猫への餌やりなど、札幌市でも依然として多くの苦情が寄せられています。また、動物取扱業者についても不適切な方法で動物を取り扱っていることがあり、その対応が求められています。さらに、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策の実施も必要です。

3 動物の飼育環境への配慮について

動物の遺棄や虐待を防止し、動物たちが少しでも幸せに暮らせるように、動物の生活の質の向上を目指して、飼い主や動物取扱業者に対し飼育環境の適正化を促すこと、そして、動物管理センター収容動物の飼育環境の適正化を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目標

動愛法の基本原則は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、動愛法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”を目指すことを基本構想において示しました。

この計画は、基本構想に則した計画として、同様の目標を設定します。

2 推進計画策定の目的

この推進計画は、基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び実施する施策の設定等を定めることにより、計画的に施策を遂行することを目的とします。

3 計画の実施期間

計画策定日から10年間（平成39年度末まで）

法律の改正等、社会の変化に対応していくことはもちろん、計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

4 対象地域

札幌市内全域

第4章 施策推進の基本的な視点

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」を図るため、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の2つの「視点」をその基本とします。

1 関係者の責務と役割の明確化

動物関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

(1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

(2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護の精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴います。

(4) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

(5) 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、自主的な取り組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

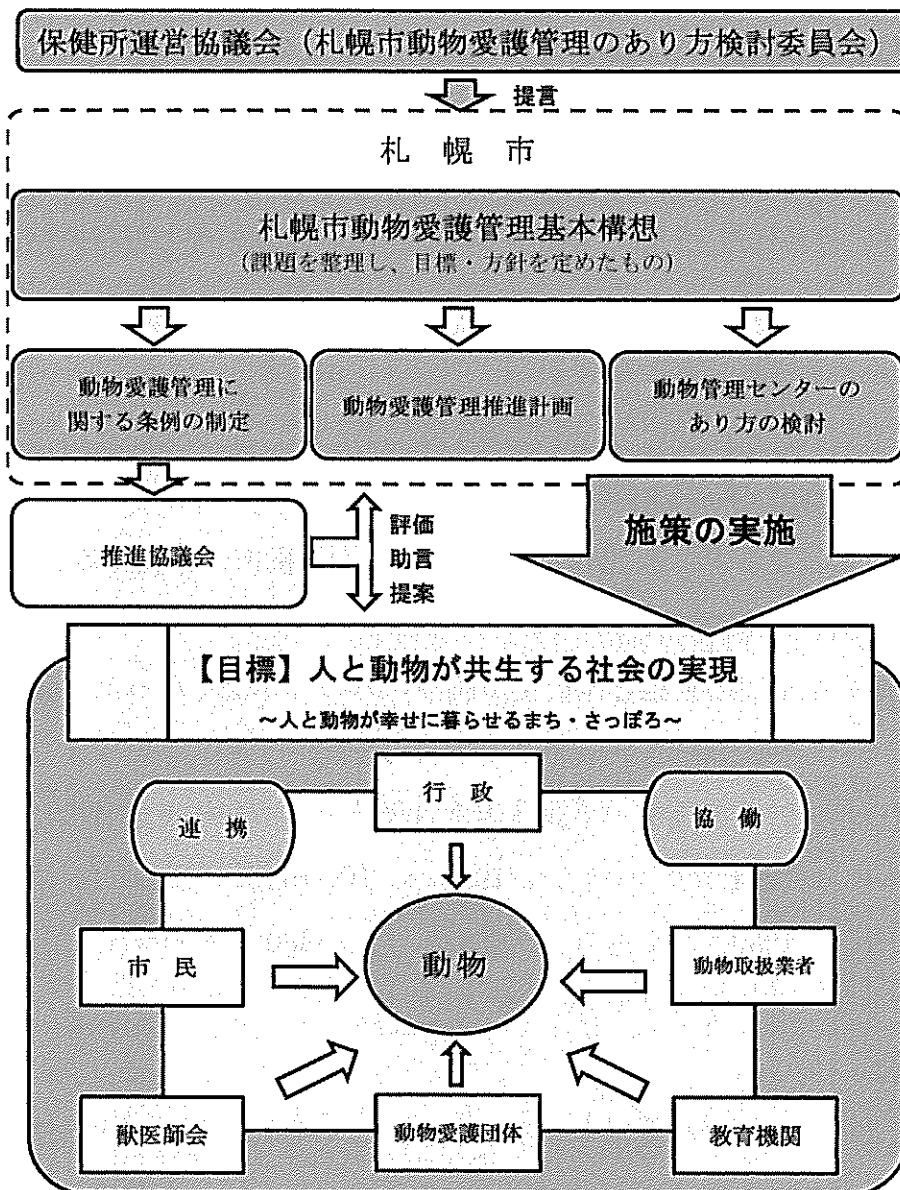
2 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように、主として行政だけで行う取り組みには限界があります。そこで、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げる動物関係団体との連携や協力体制を構築する必要があります。

第5章 計画の推進体制

本計画は「人と動物が共生する社会の実現」を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画期間において動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に、本計画の見直しを行います。



第6章 数値目標

本計画に定める施策の効果を判定するための指標としての数値目標を設定します。

1 犬猫の「殺処分」ゼロ

札幌市では、収容動物を死亡させる処分を「殺処分」と「安楽死」に分類し、不要または収容過多などを理由にした「殺処分」をゼロとすることを目指します。

また、「安楽死」については、動物福祉の観点にも配慮し、専門家の意見を取り入れながら、センター獣医師が慎重に判断することとします。

2 犬及び猫の引取り数（年間）の減少

平成25年に改正された国基本指針で「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す」と示されました。

札幌市でも犬及び猫の引取り数について、平成35年度において、平成16年度比75%減となることを目標と定めます。平成36年度以降については、同様に次の20年間で75%減少となることを目指すこととしますが、国基本指針の改正や札幌市の状況に応じて、計画を見直す際に、再度検討することとします。

なお、引取り数には飼い主不明の犬猫と飼い主が飼うことのできなくなった犬猫の両方が含まれます。

実数 平成16年度実績→平成27年度実績→平成35年度目標（→平成39年度仮目標）

犬（頭数） 766 → 234 → 191 （→162）

猫（匹数） 2636 → 1252 → 659 （→560）

3 すべての犬の登録

犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせること、そしてそれらを証明する鑑札と注射済票を犬に装着させることは、「すべての犬の飼い主が果たすべき義務」として狂犬病予防法で定められています。予防注射の実施状況を含む犬の登録情報は狂犬病予防においてはもちろんのこと、迷子収容犬の返還や遺棄・虐待の防止という観点

においても特に重要な情報です。飼い主による適正管理の基礎として、札幌市では、すべての犬の登録を目指します。

第7章 目標実現に向けた3つの基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」を図るため、札幌市動物愛護管理基本構想でも定めているとおり、以下の3つを基本施策として取り組みます。

1 動物愛護精神の涵養（動物愛護の精神を育む）

ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるものとの理解を深めるとともに、動物の命を尊重し、動物を飼育する者は終生飼育や適正飼育を行うよう動物愛護の精神を育みます。

2 動物の適正管理の推進（飼い主による適正管理）

飼い主や動物取扱業者に対して、飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺的生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます。

3 動物の福祉向上（飼育環境の質の向上）

飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します。

第8章 具体的施策

施策推進の基本的な視点に基づき、基本構想の方向性に沿って、以下の施策を実施します。

1 動物愛護精神の涵養

1-1 動物愛護思想の普及啓発

<課題と方向性>

動物に関する苦情や事故については、動物を飼っていない方や子どもが関わることも多いことから、動物愛護の考え方を飼い主や動物関係者のみならず、子どもから大人まで広く市民に周知する必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関や獣医師会等）

・動物愛護イベント（強化）

動物愛護思想を広めるため、飼い主だけでなく、広く市民全体を対象として動物愛護に関わるイベントを実施します。

・どうぶつあいご教室

動物愛護教育の一環として、保育園や幼稚園で、動物とのふれあい方や命の大切さを伝えるため、どうぶつあいご教室を実施します。

・動物愛護講座の開催（強化）

学校や町内会の方々を対象として、動物愛護について学び、話し合う講演会や座談会を実施します。

・広報活動

広報さっぽろやホームページ等を積極的に活用し、動物愛護思想の普及啓発に取り組みます。

・学校教育との協働（強化）

小中学校等での教育の中で、動物愛護や命の大切さについて考える機会を増やすため、教育委員会等の教育機関と協働して取り組みます。

1-2 動物愛護管理を担う人材の確保と育成

<課題と方向性>

動物に関する知識をもった動物愛護推進員やボランティアの方々の活動は、地域における動物愛護管理の推進につながっています。しかし、その担い手となる人材が不足していることから、今後は、人材の確保と育成を進める必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関や獣医師会等）

・動物愛護推進員等に対する教育体制の構築（強化）

動物愛護推進員等には、専門的な知識や適切な対応能力が求められます。よりよい動物愛護管理を推進するためにも、必要な能力を習得することのできる教育体制を構築します。

・登録ボランティアのより広い分野での活用と活動支援（強化）

これまでの動物の譲渡に加えて、収容動物のトリミングや動物愛護イベントの補助等、必要に応じてボランティア活動の場を広げるとともに、研修会等を実施します。

2 動物の適正管理の推進

2-1 適正飼育の普及啓発

<課題と方向性>

飼育動物に関する苦情が多く寄せられていることから、飼い主が動物を適正に飼育し、飼育動物による事故等を防止するよう、法令やマナーについての啓発活動を続けていく必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

・所有者明示措置の推進（強化）

名札やマイクロチップ等を利用した所有者明示措置の促進に取り組みます。

・動物飼育相談や飼い方教室（強化）

動物をこれから飼育する方や動物を飼っている方を対象として、動物の飼育方法について相談を受けるとともに、動物のしつけや社会化について学ぶ飼い方教室を実施します。

・散歩マナー講座

犬の飼い主を対象として、散歩のマナーやルール、しつけについて学ぶための散歩マナー講座を実施します。

・動物についての苦情・相談に対する対応や事故発生防止に向けた啓発活動

動物による被害や迷惑を受けている方からの相談に対応をするとともに、啓発パトロールや飼い主に対する指導を行います。

・犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成（強化）

犬猫の飼い方や飼い主のいない猫への対応方法について、ガイドラインを作成します。

・多頭飼育に関する啓発活動

多頭飼育の届出制度について普及啓発を行うとともに、多頭飼育による周辺環境の悪化や飼育放棄を防ぐよう啓発指導に取り組みます。

2-2 動物取扱業者等の適正化に向けた指導

<課題と方向性>

動物販売業者や繁殖業者による周辺環境の悪化等のトラブルや、展示業者等が飼育する特定動物の逸走による事故等を防止するため、動物取扱業者や特定動物飼養者に対し、適正化に向けた指導を強化することが必要となっています。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

- ・動物取扱業者の指導と取扱責任者研修会の充実（強化）

動物取扱業者の指導について、継続して取り組むとともに、業種別の取扱責任者研修会の実施等について検討し、取り組みます。

- ・特定動物飼養者の指導

特定動物飼養者の指導について、継続して取り組みます。

2-3 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底

<課題と方向性>

札幌市においては、登録犬の3割程度の飼い犬が狂犬病予防注射を実施していない状況であることから、啓発活動を強化することにより、狂犬病予防法で犬の飼い主に義務付けられている犬の登録と狂犬病予防注射の実施を徹底させる必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（獣医師会等）

- ・犬の飼い主に対する狂犬病予防に関わる指導（強化）

犬の飼い主に対し、狂犬病予防法で義務付けられている、犬の登録と狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着について指導します。

- ・犬の取扱業者に対する狂犬病予防等に関わる啓発指導（強化）

犬の取扱業者に対し、犬の登録、狂犬病予防注射等の法令順守や、犬の飼い主に対し狂犬病予防に関する適切な情報提供を行うよう指導します。

2-4 災害時における対応体制の構築

<課題と方向性>

動物の避難場所や動物との避難方法等の災害時の対応が確立されていないことから、行政、市民、関係団体それぞれの対応方法について整理し、周知する必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関、獣医師会等）

・災害時における動物対策マニュアルの充実（強化）

災害時において行政が適切に対応できるよう、マニュアルの充実を図ります。

・動物に係わる災害時対応方法の周知（強化）

市民及び避難所の運営者に対して、ガイドラインを作成します。また、動物に関わる災害時対応方法について、ホームページやチラシにより周知するほか、避難所運営者と連携した研修会の実施等を検討します。

・災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保（強化）

災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保について検討し、取り組めます。

3 動物の福祉向上

3-1 保護収容動物の福祉の向上

<課題と方向性>

殺処分の減少と適正な譲渡を推進するため、保護収容動物の保管方法や譲渡方法について、動物福祉の観点をもって取り組みます。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（教育機関、獣医師会等）

・適正な収容環境づくり（強化）

保護収容動物の適正な収容環境づくりのため、収容場所の確保、搬送や長期収容によるストレスの緩和、感染症の予防、傷病動物の診断と治療等の対応方法について検討し、取り組みます。

・適正な譲渡の推進（強化）

適正な譲渡を図るため、動物の避妊去勢、しつけや訓練、トリミングを含めたケア等の対応方法について、関係団体（獣医師会や獣医系大学などの教育機関等）との連携を考慮して検討します。また、譲渡希望者講習の充実や譲渡前の十分な相性確認を行います。

3-2 動物の遺棄や虐待の防止

<課題と方向性>

全国的な社会問題となっている動物の遺棄や虐待を防止するため、警察を含めた関係団体等との連携を強め、啓発を行う必要があります。

<具体的取組み>

担い手：行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体（警察、教育機関、獣医師会等）

・遺棄や虐待防止に向けた啓発

動物の遺棄や虐待防止のため、啓発指導を行います。

・関係団体等（警察、教育機関、獣医師会等）との連携体制の構築（強化）

遺棄や虐待を疑う事例が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係団体等との連携体制の構築に取り組みます。

第9章 動物管理センター（施設）の位置付けと名称

＜位置付けに対する考え方＞

札幌市動物愛護管理基本構想では、行政の役割として、動物愛護管理についての普及啓発、市民および事業者等の学習機会の提供、動物愛護教育の推進、人材の育成、関係団体等との連携を担うこととしています。また、動物管理センターは、動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民が行政に参加・協力しやすい施設となることが求められています。

そこで、札幌市では動物管理センターを次のような施設として位置付けることとし、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称についても検討します。

1 位置付け

動物管理センターを

- (1) 動物愛護教育の中心となる施設
- (2) 適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- (3) 動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- (4) 多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- (5) 保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設
- (6) 災害時の動物への対応を推進する施設

と位置づけます。

2 名称

動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称へ変更するとともに、今後、親しみやすい愛称を公募することについても検討します。

第10章 動物管理センター（施設）の機能強化

動物管理センターの役割を十分に担い、施策を効果的に推進するため、以下のとおり、動物管理センターの機能強化に取り組めます。

1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

- ・業務の効率化及び市民の利便性向上のため、現在2か所体制の動物管理センターを1か所に集約することを検討
- ・多くの市民が利用し、学び、考え、交流し、関係団体等との連携についても考慮した施設とするため、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件について、現状の立地場所（本所）を含めて検討

2 市民交流・動物愛護部門の創設

- ・現在の動物管理センターでは、動物愛護に関する交流、教育、学習の場が不足しているため、新たに市民交流・動物愛護部門を創設することを検討
- ・動物に対する考え方や動物の飼育の有無に関わらず、気軽に来所、利用できる施設へ
- ・必要な機能については、下記を基本として検討

機能	用途
譲渡相性確認室	ふれあいを含む譲渡相性確認
市民交流スペース	動物愛護に関する図書や映像等の資料を備え、市民が気軽に学習・交流できるスペース
多目的ホール	イベント・セミナー（ふれあい・動物同伴可）
ボランティア活動室	イベントに関する準備や打ち合わせを行う
個別相談室	相談や指導、譲渡時説明

3 動物保護管理部門の拡充

- ・収容動物の福祉向上のため、動物保護管理部門の拡充を実施
- ・騒音や悪臭など、周辺環境への影響を考慮し、設備の配置等について検討
- ・災害発生時における動物の避難場所について検討
- ・必要な機能については、下記を基本として検討

機能	用途
収容室（犬・猫）	犬猫の収容（原則、個別収容、犬猫転用可能）
収容犬運動場（屋内・屋外）	収容犬の運動、訓練
検疫室（犬・猫）	感染症、譲渡適正の判断
隔離室（犬・猫）	感染症動物の収容、狂犬病の鑑定
傷病動物室（犬・猫）	けがや病気の動物を収容
検査室	収容動物の診察・検査
処置室（手術室を含む）	収容動物の治療・トリミング、避妊去勢手術等
洗浄・消毒室	ケージや器具の洗浄・消毒
飼料庫	飼料保管
災害物資保管スペース	災害時用の物資の受入、保管

札幌市動物愛護管理推進協議会 委員名簿

平成28年4月

委員名	公職及び役職
あいき たかこ 相木 孝子	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支所 支所長
うえすぎ ゆきこ 上杉 由希子	認定NPO法人 HOKKAIDOしっぽの会 副代表理事
おおや さとこ 大屋 聡子	公募市民
おりと なおみ 折戸 直美	公募市民
かたやま めぐみ 片山 めぐみ	公立大学法人 札幌市立大学 講師
かつら たるう 桂 太郎	一般社団法人 札幌市小動物獣医師会 会長
きくち みえ 菊地 三恵	公益社団法人 日本愛玩動物協会 動物行動学講師
さとう まき 佐藤 真妃	公募市民
すが けんご 菅 健悟	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 部長
たかはし とおる ◎高橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
たきぐち みつよし ○滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
なかむら まきこ 中村 真樹子	公募市民
ひばら ひとし 樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長

◎：会長、○：副会長

(五十音順 敬称略)

